

## 指定居宅介護支援、指定介護予防支援運営規程

医療法人 道志社  
居宅介護支援事業所  
小松島リハビリテーションクリニック

### (事業の目的)

第1条 医療法人道志社（以下「事業者」という。）が設置経営する指定居宅介護支援事業所『居宅介護支援事業所小松島リハビリテーションクリニック』（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援及び指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、事業所の介護支援専門員実務者研修の修了者その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護又は要支援状態等にある利用者に対し、介護保険法の理念に基づき、利用者が自立した日常生活を送れるよう、また老化に伴い介護が必要な利用者に対し、適正な介護相談や介護サービス計画等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の支援専門員等は、利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅生活の全般にわたる援助を行う。

- 2 事業所の介護支援専門員等は、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して援助を行う。
- 3 事業の提供にあたっては、利用者の意向および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所小松島リハビリテーションクリニック
- (2) 所在地 小松島市日開野町字宮免2番地1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び内容は次のとおりとし、事業の人員及び運営に関する基準の範囲内で、事業者の経営する他の業務との兼務も差し支えないものとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は事業所を代表し、業務を統括する。
- (2) 介護支援専門員 1名以上（法定必要数以上）  
第2条の業務にあたる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日

ただし、日祝日及び12月31日から1月3日までは休日とする。

- (2) 営業時間 月曜日～土曜日 8時30分から17時30分  
ただし電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援等の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護等の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所  
事業所相談室への来所および電話等によるもののほか、居宅訪問により行う。
- (2) 使用する課題分析票の種類  
包括的自立支援プログラム
- (3) サービス担当者会議の開催場所  
事業所相談室、利用者居宅
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度  
利用者の状態・状況の変化、要請に応じて必要の都度、又、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）作成に伴うアセスメント時、居宅サービス計画等への同意を得ての交付時、居宅サービス計画等の実施状況の把握（モニタリング）のため、月1回以上居宅訪問を行う。
- (5) サービス利用開始するにあたり、担当介護支援専門員から複数の居宅サービス事業所の説明を資料等によって行う。また、利用者等から居宅サービス計画等原案に位置付けた居宅サービス事業所等の選定理由を求められた場合は説明を行う。
- (6) 指定居宅介護支援等の提供の開始に当たり、利用者に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼する。

(指定居宅介護支援等の利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとする。

- 2 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、徳島市、小松島市、阿南市、勝浦町とする。

(証明書の携帯)

第9条 事業所の介護支援専門員等が事業所の業務を行う場合には、事業所が発行する身分証明書を常に携帯し、利用者等から提示を求められた場合等必要に応じ、これを提示しなければならない。

(サービス提供拒否の禁止等)

第10条 事業所は、正当な理由なく事業の提供を拒んではならない。

- 2 事業所は、当該事業の実施地域等を勘案し、利用者にとって適切な事業の提供が困難であると認められる場合は、他の事業所を紹介する等の必要な措置を講じなければならない。

(介護認定等の援助)

第11条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の要介護認定等にかかる申請に対して、本人の意思を踏

まえ、必要な援助を行わなければならない。

- 2 要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かの確認をし、申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請を行われるよう必要な援助を行わなければならない。また、要介護認定等の更新申請においても、要介護認定等の有効期間内に速やかに申請手続き等の援助を行わなければならない。

(記録簿等の整備)

第12条 事業所は、次の記録簿を整備しておかなければならない。

- (1) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第3章第14条及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第3章第13条に基づく、法定代理受領サービスに係る報告に関する必要な関係書類
- (2) 居宅サービス計画等及びサービス担当者会議等の記録、その他のサービス提供に関する記録
- (3) 前項各号の書類は、完結の日から5年間保存しなければならない。

(介護支援専門員等の資質向上)

第13条 事業所は、従業者の質的向上を図るための機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

(苦情処理の措置等)

第14条 事業所は、事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第15条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が生じた場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害保険に加入する。

(個人情報保護)

第16条 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者であったものに、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

改定	平成18年11月1日
改定	平成23年9月1日
改定	平成25年1月1日
改定	平成26年3月16日
改定	平成26年4月1日
改定	平成26年7月1日
改定	平成26年9月1日
改定	平成28年10月1日
改定	平成29年7月1日
改定	令和3年4月1日
改定	令和3年8月1日
改定	令和4年3月1日
改定	令和5年4月1日
改定	令和5年5月1日
改定	令和5年5月21日
改定	令和6年3月22日